

鳥取県個人番号利用事務を定める条例(案)に対する意見募集結果の概要

平成27年12月
業務効率推進課

1 パブリックコメントの募集等

- (1) 募集期間 平成27年10月8日(木)から10月16日(金)まで
- (2) 周知方法
- ・ホームページへの掲載
 - ・県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館並びに各市町村役場窓口における概要チラシの配架
 - ・報道機関への資料提供
 - ・新聞広告の掲載

- (3) 受付意見数 14件(8人)

<内訳>

| | |
|----------------|----|
| 条例案に関する意見 | 9件 |
| マイナンバー制度に関する意見 | 1件 |
| その他 | 4件 |

2 主な意見の内容とそれに対する考え方

- (1) 条例案への提案

| 意見の概要 | 県の考え方 |
|---|--|
| 県が利用する事務は非常に限定的であり、せっかくのシステムであれば、もっと積極的に利用すべきではないか。 | (共通) マイナンバーの利用は法律により税、社会保障、防災の分野に限られているほか、市町村や他の都道府県などと個人情報連携を行う場合は、法律が定める事務(法定事務)と類似しているものに限られるなどの制限があります。 |
| マイナンバー法で社会保障、地方税、防災については利用が可能と規定されているのであれば、もう少し幅広い活用が考えられるのではないか。防災については、1件も項目がないのは検討が不十分と思う。 | そのため、国の制度運用等を確認しながら、対象事務を拡大していくことを検討します。 |
| 列挙している項目がなぜ選ばれたのか、理由も明らかにされていないと、提案のしようもないが、ほかにもあるのではないか。 | (災害要援護者) |
| 災害時要援護者支援対策への活用も検討して欲しい。 | 災害時要援護者の把握等は、市町村が行うことから、今回の条例には含めていません。 |
| 将来的に税の滞納情報などをマイナンバー情報と結びつけ、滞納者に対して行政サービスの一部停止を行うことで、徴税の効率化を図ってはどうか。 | マイナンバーの利用は法律により、その事務の処理に必要な範囲内に限られているので、他の行政サービスとの連動は、今後の国の制度設計の状況を確認しながら検討します。 |
| 個人の所得情報を把握して、税金の徴収率向上に利用してはどうか。 | マイナンバーの利用は法律により、税、社会保障、防災の分野に限られており、現時点ではパスポート関係事務への利用はできません。 |
| 不正利用に対する罰則を設けてはどうか。 | マイナンバーの不正利用等については、法律において罰則が定められており、条例で罰則を定めることは考えておりません。 |
| 条例名が分かりにくい。 | よりわかりやすい条例名となるように検討します。 |

(2) 制度への反対意見

| 意見の概要 | 県の考え方 |
|----------------------------|---|
| マイナンバー制度はゼロベースで見直しをお願いしたい。 | マイナンバー制度は国が法律により実施するものであり、県が見直しを行うことはできません。 |

(3) その他の意見

| 意見の概要 | 県の考え方 |
|---|--|
| 条例の概要等をもっと詳しく教えて欲しい。 | 御意見をいただいた方には、概要資料を送付しました。 |
| パブリックコメントの期間が短すぎる。 | 制度の運用等を国に確認しながらの作業であったため、募集期間が短くなってしまいました。今後の意見募集においては改善を検討します。 |
| マイナンバー制度導入を国民に周知させるための方策は取られたのか。 | 国において制度周知の広報が行われているほか、県、市町村においても、説明会の開催、広報誌への掲載などの周知を行っています。 |
| マイナンバー制度が導入されたら、公務員は現在の半数で仕事ができるのではないか。 | マイナンバー制度は、国民の利便性の向上や公平・公正な社会の実現を目指して導入されるものであり、その導入による行政事務の効率化の実情なども十分に踏まえながら、適正な職員定数の管理に努めます。 |